

外郭団体改善方針に基づく取組みの方向性等について

外郭団体改善方針に示されている改善の方向性をより具体的に進めるための項目を示す。

1. 対象団体

「世田谷区外郭団体の指導調整事務要綱」に規定する全団体（13団体）

2. 外郭団体改善に向けて取組む事項

外郭団体において、下記事項に基づく具体的な取組みを進めること。

- (1) 財務規定を整備し規定に基づく適切な財務・経理事務を進める。
- (2) 団体の設立目的の達成に必要な公益的事業が安定的、継続的に実施できる技術的能力、専門的知識を有する人材の育成に努める。
- (3) 透明性を高め、事業活動に対する区民への理解を深めるため、ホームページ等を活用して積極的な情報開示を行う。

<開示例>

- ・ 事業計画書、財務諸表（正味財産増減計算書 キャッシュフロー等）
 - ・ 財産目録、役員等名簿、役員報酬等の支給基準
 - ・ 定款、組織、職員給与規程
- (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第9条の規定に基づき常勤労働者数56人以上規模の団体については、法定雇用率1.8%以上の障害者の雇用の確保を図ること。また、それ以外の団体においても、障害者の雇用に努める。

* 常勤労働者

1年以上継続して雇用され、1週間の所定労働時間数が30時間以上の者

* 常勤労働者数

常勤労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数

3. 公益法人制度改革に係る対応について

公益法人制度改革に係る対応については、「公益法人制度改革ガイドライン」のとおりとする。

公益法人制度改革ガイドライン

外郭団体の公益法人制度改革の対応を適切かつ着実に進めるため、公益法人制度改革に該当する団体が取組む共通事項について、「公益法人制度改革ガイドライン」を定める。

1. 対象団体

改正前民法34条の規定に基づいて設立された法人であり、法人の種類として、社団法人と財団法人が該当するため、世田谷区外郭団体の指導調整事務要綱に定める団体のうち、社団法人 シルバー人材センターを除く以下に掲げる外郭団体を対象とする。

財団法人 せたがや文化財団
財団法人 世田谷区スポーツ振興財団
財団法人 世田谷区産業振興公社
財団法人 世田谷区保健センター
財団法人 世田谷トラストまちづくり

* 社団法人 シルバー人材センターの公益法人制度改革の対応については、東京都シルバー人材センター連合が統一的な方向性を示す予定であり、それに基づく対応を行うこととする。

2. 公益法人制度改革に対応する基本的な考え方

対象団体は、平成23年4月までに一般財団法人又は公益財団法人の移行認可又は認定を受け登記を行う。

3. 一般財団法人・公益財団法人の移行に向けた取組み事項及び留意事項

一般財団法人・公益財団法人に移行する外郭団体を所管する部においては、それぞれ該当する外郭団体との間に検討組織を設置し、下記事項を踏まえ移行認可・認定に向けた取組みを進める。

年次		取組み項目	留意事項
20 年 度	準 備 期 間	①スケジュール作成 ②関係者への周知	①平成23年4月の移行に向け、作業工程を明確にする。 ②新制度の内容を把握し、関係者に周知する。
21 年 度	移 行 申 請 準 備	①公益法人会計基準の変更 ②目的、事業、機関、財務状況の把握 ③新団体の方向性確定 ④目的、事業、機関設計等についての課題に対する対策を検討し、新定款起草に着手する。 ⑤最初の役員等の選任方法の決定 (理事 評議員 監事 会計監査人)	①「公益法人会計基準」に沿った会計処理を行う。 ②目的、事業、機関、財務などの状況を総点検し、問題点を把握する。 ③一般財団法人又は公益財団法人の移行に向けた方向性を検討し確定する。 (主な公益認定基準) ・申請書が定める「収支相償」の基準を満たしていること。 ・「公益目的事業比率」が50%を超えていること。 ・「遊休財産額」が保有制限を超えていないこと。 ・収益事業等であげる収益は少なくとも50%以上を「公益目的事業」に充当していること。 ④移行後の方向性について理事会・評議員会の承認を得たうえで定款の変更の案を起草する。 ・設置目的、事業の内容・構成、収益事業、その他事業の位置づけ等 ・機関の構成 ・機関の運営 ほか ⑤最初の評議員の選任方法については「特例財団法人における最初の評議員の選任

		<p>⑥役員等の選任</p> <p>⑦新定款（案）の確定</p> <p>⑧認定・認可申請書類等の作成</p>	<p>について（20 生都管法第 1325 号）」を踏まえ中立的な立場にある者が参加する機関を設置する。</p> <p>⑥最初の評議員の選任方法を理事会で決定し、主務官庁に申請して、認可を取得する。 最初の役員について登記を停止条件として選任し、就任承諾書を徴する。</p> <p>⑦移行を前提とした新団体の定款について、認定・認可取得後、登記する事実が発生すれば定款変更の効力が発生する停止条件付きの決議を行う。</p> <p>⑧申請書類等について理事会での承認を得る。</p>
22 年 度	移 行 申 請 と 登 記	①認定・認可申請（公益・一般法人）	①認定・認可申請書類を行政庁に提出し、公益認定、一般法人への移行認可を受けた特例民法法人は2週間以内に特例民法法人の解散、新財団の登記を行う。

4. 理事の人数・構成

理事は、必須の設置機関として法に規定され、理事会による業務執行の決定に基づき、代表理事、業務執行理事が業務を執行する。また、任務の怠りによる賠償責任を負い、理事会には代理出席は認められず本人が出席したうえで議決権を行使しなければならない。理事の選出あたっては、法人設立目的、事業規模、内容等からみて適切な人数、構成とする。

5. 評議員の人数・構成

評議員は、必須の設置機関として法に規定され、評議員会は、法に規定する事項及び定款に定めた事項を決議し、任務の怠りによる賠償責任を負う。また、評議員会には代理出席は認められず本人が出席したうえで議決権を行使しなければならない等権限や責任が大きくなることから、評議員の選出にあたっては、

法人設立目的、事業規模、内容等からみて適切な人数、構成とする。

6. 監事・会計監査人の選任

監事は団体の業務全般の業務監査及び会計監査を行い、会計監査人は、計算書類等の監査を行う機関である。監事は調査権等の権限を有し、理事、理事会への出席、報告が義務付けられ、会計監査人は、計算書類及び付属明細書を監査する権限を有し、監事に対する報告が義務付けられている。また、賠償責任が法に規定される等監事と会計監査人相互が情報を共有しながら適切な監査を行うことが求められることから、専門的な能力を備えた者を選任する。

7. 公益法人制度改革検討組織の設置

公益法人制度改革の具体的な方策等について検討し、ガイドラインに基づき具体的な取組みを協議するため、行政経営改革推進委員会（委員長：副区長）のもとに、下記に定める関係部長により構成する（仮称）公益法人制度改革検討委員会を設置することとする。

<委員>

政策経営部長	生活文化部長	スポーツ振興担当部長	産業政策部長
保健福祉部長	都市整備部長		